

水道番号

令和 年 月 日

守口市水道事業管理者 様

申請者

住所

氏名

電話 ()

(※) 法人の場合は記名押印してください。
法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

直結給水用増圧装置に関する誓約書

1 設置場所

守口市 町・通

2 建物名称

3 管理責任者(建物管理する者(業者・団体・組合)等を含む。)

住所

氏名

電話 ()

直結給水用増圧装置について、下記事項を誓約いたします。

記

1 水道使用者への周知・承諾

直結給水用増圧装置(以下「増圧装置」という。)次のような特徴を、水道使用者等に対して周知し、承諾していただきます。

- (1) 停電や故障により増圧装置が停止したときや給水制限等により一時的に配水管の水圧低下が生じたときは、出水不良や濁水が発生する可能性があります。またこのような場合は、非常用給水栓を使用することとします。
- (2) 増圧装置は、貯水槽のような貯留機能がないため、配水管工事や市のメーターの取替え作業及び保守点検等に伴い一時的に断水します。
- (3) 配水管水圧の変動によって増圧装置が稼動しない場合がありますが、守口市水道局には、一切異議申し立て致しません。

(裏面)

2 維持管理

- (1) 守口市水道条例に規定する給水装置の管理義務を遵守し、所有者又は管理責任者等の責任で維持管理をします。
- (2) 増圧装置及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保つために、1年以内ごとに1回の定期検査を管理責任者により行うとともに、必要に応じて保守点検や修繕を行ないます。
- (3) 増圧装置には、故障時に自動的に所有者又は管理責任者等や直結給水用増圧装置台帳に記載した増圧装置管理業者に警報が迅速に伝わるシステムを設置します。
- (4) 既設給水設備を使用し、直結増圧給水方式に変更した場合は、これに起因する漏水等については所有者又は管理責任者等の責任において解決するとともに、守口市水道局の指示に従い速やかに改善いたします。

3 届出義務

- (1) 増圧装置の維持管理を行う者は、直結給水用増圧装置台帳にて選任し、守口市水道局に提出します。
- (2) 所有者又は管理責任者等、増圧装置管理業者に異動、変更が生じた場合は、速やかに守口市水道局に直結給水用増圧装置台帳(変更届)を提出し、本誓約書を継承いたします。

4 その他

- (1) 増圧装置に起因する苦情・紛争については、当事者間で解決し、守口市水道局に異議申し立て致しません。
- (2) 増圧装置に起因して、逆流又は濁水が発生し、守口市水道局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。
- (3) 計量法に基づく市水道メーター取替等の作業において、守口市水道局に協力すると共に、所有者又は管理責任者等が立ち会います。

収 受